

**公益社団法人日本フェンシング協会**  
**トレーナーの行動規範（2020年8月版）**

公益社団法人日本フェンシング協会（以下「協会」という。）においてフェンシング競技の選手（以下「選手」という。）に対して指導・サポート業務を行うトレーナー（以下「トレーナー」という。）は、心身両面の指導やサポートを通じて選手の成長を支援するとともに、自らを律して選手の模範となることを心掛け、スポーツの品位を保ち、スポーツに対する信頼と尊敬を得られるよう努めなければならない。トレーナーは、以下に定める行動規範を遵守し、責任をもって行動することを誓わなければならない。

なお、トレーナーには以下の者が含まれる。

- ナショナルチームのトレーナー
- サポートトレーナー（協会主催の競技大会、合宿、遠征その他の事業に帯同するトレーナー）

**【総則】**

1. 法令・規程類等の遵守

トレーナーは、法令や協会の規程類、ルールに従って行動しなければならない。

2. 心得

- (1) トレーニングやコンディショニングを通じて、選手の身体に物理的に接触する活動を行うことを自覚し、選手に不快感や不安を与えたり、誤解を生じさせる行動をしないことを心掛けなければならない。
- (2) 職務上、選手の健康情報を含む個人情報のみならず、協会の人事、施設、財政、強化方針、戦略、国家施策等の重要な情報を見聞きすることがあることを十分理解し、うかつな対外的な情報発信がこれらの重要な情報の漏洩につながることをわきまえて、慎重に行動しなければならない。
- (3) 自己の領分を自覚し、与えられた役割を逸脱してはならない。

3. 罰則

- (1) 行動規範に違反したときは、協会が定める倫理・懲戒規程が適用され、違反したトレーナーは、違反行為に応じて、処分が行われる。
- (2) 自らが行動規範に違反した場合のみならず、他の者（選手を含む。）を誘って違反行為をさせた者も違反行為を行った者と等しく処分する。

**【留意事項】**

1. 各自が保有する資格に応じて、その範囲内で、協会のドクターと連携して行動する。
2. コーチや他のスタッフと綿密な打合せを行い、信頼関係を構築、維持しなければならない。
3. スケジュール管理を行い、時間を厳守するとともに、変更があればコーチや他のスタッフに連絡をする。
4. ベッドや共有する物品の消毒、室内の換気など、衛生管理を心掛ける。
5. 遠征や合宿中は、いつでも選手の体調不良に対応できるよう飲酒は控える。
6. アロマオイルなど匂いを有するものを使用する際には換気など周囲への配慮を心掛ける。
7. ケア中は、室内の静謐を保ち、選手がリラックスできるように配慮する。

8. 遠征先でのケアでは、責任をもってトレーナールームの運用を行い、宿泊先の他の宿泊客に迷惑を及ぼさない。
9. 実施する手技はエビデンスに基づいたものとする。流行の治療法であっても、十分にそのエビデンスを確認し、トレーナー自身のフィールドでそれを十分に使いこなし、安全性と効果が確認できているものを使用すること。
10. 異性の選手の胸部、下腹部、殿部、股間へのアプローチを行う際は、手指を用いて直接選手に触れる手技を控える。
11. ジュニア、カデの選手に対してはコーチを窓口とし、直接連絡はしない。

#### 【禁止事項】

トレーナーは、法令や他の規定に定める禁止事項に加え、特に、以下の行為を厳に慎まなければならない。

1. 虚偽報告  
協会（医学委員会及び強化本部）に対して、虚偽の請求、報告又は届出をしてはならない。
2. 名誉・信用毀損行為  
協会の信用名誉又は協会とトレーナーとの間の信頼関係を毀損する行為をしてはならない。
3. パワー・ハラスメント  
選手に対して、その立場を背景として、嫌がらせを行い、精神的・身体的苦痛を与え、又はこれにより周囲の環境を悪化させてはならない。選手に対して、代表選手等の行動規範に違反する行為を強要してはならない。
4. セクシャル・ハラスメント  
選手に対して、身体的接触（但し、指導やサポートに必要不可欠な場合を除く。）、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要を行ってはならない。
5. 反社会的勢力（暴力団等）との関係  
反社会的勢力やその関係者とは一切関係を持ってはならない。
6. 過度の利益の授受  
選手やその関係者から、社会的儀礼の範囲を超えた金品や利益の供与を受け、もしくは、華やかな会食、遊興等の接待を受けてはならず、又は、選手やその関係者にこれらを要求してはならない。
7. 個人的かかわり  
選手の個人宅を訪問したり、自己の自宅に選手を招く、合宿や遠征以外で特定の選手と飲食するなど、選手と個人的な関係をもってはならない。
8. 秘密保持違反  
職務上知り得た協会の技術上及び運営上の秘密情報（選手やその保護者等の関係者の個人情報も含む。）は、職務執行以外の目的で利用してはならず、知る必要のある者以外に開示してはならない。
9. 政治・宗教活動  
選手やその関係者に対して、その立場を利用して、特定の政党や宗教団体、その他個人的信条や志向に基づく団体等への加入や支持を強制し、又は勧誘してはならない。
10. 利益相反

協会での地位や、職務上知り得た情報に基づいて、協会の利益を損なうような活動をしてはならない。また、協会の承諾なく、協会の利益に反する可能性のある行為をしたり、そのような地位に就いたりしてはならない。

#### 11. 喫煙

合宿や遠征等帯同期間中は、匂いに敏感な選手がいることに配慮し、一切喫煙してはならない。

#### 12. 営利活動

協会におけるトレーナーとしての地位を利用して、個人的な目的での宣伝行動など営業活動をしてはならない。

#### 13. 無許可の情報発信

協会の許可なく、トレーナーとしての職務執行に伴い取得した選手、施設、合宿や遠征先の画像、映像（トレーナーが選手と一緒に撮った画像や映像も含む。）や情報をホームページ、ブログやSNSなどに掲示して公開してはならない。

#### 【遵守事項】

1. 上記禁止事項を遵守する。
2. 他のトレーナー、コーチ等が上記禁止事項に違反し、又は、違反のおそれがあると知ったときは、速やかに、後記担当理事に通報しなければならない。いずれの理事に通報することも不適切であると判断した場合には、業務執行理事に通報するものとする。

#### 【担当理事】

理事・倫理委員会委員長

理事・法務委員会委員長

以上